

出願時の優先権主張の欠如と補正却下処分事件：東京地裁平 20(行ウ)82・平成 20 年 6 月 27 日(民 47 部)判決 請求棄却〔特許ニュース 12313〕

〔キーワード〕

パリ条約上の優先権の主張と願書，意 6 0 条の 3 (手続補正) ，意 1 5 条 1 項・特 4 3 条 1 項 (優先権の主張)

〔事 実〕

本件は，原告が特許管理人弁理士を代理人として意匠登録出願をした時，当初，パリ条約による優先権主張の手続をせず，その後，同日中に，優先権主張に必要な事項を追加する手続補正をし，さらに後日，優先権証明書提出書を提出したのに対し，特許庁長官が原告に対して前記手続補正(書)に係る手続を却下する処分及び前記の優先権証明書提出書に係る手続を却下する処分をしたことから，原告が被告に対し，これらの処分は，意匠法 1 5 条 1 項で準用される特許法 4 3 条 1 項，意匠法 6 0 条の 3 の解釈及び運用を誤った違法がある旨主張して，その取消しを求めた事案である。

1 前提となる事実及び規定

(1) 当事者

原告は，時計及びその付属品の設計，製造，販売を業とするスイス連邦所在の外国法人である。(争いが無い)

(2) 出願と処分の経過

ア 基本出願

原告は，平成 1 8 年 3 月 2 9 日，スイス連邦において，意匠に係る物品を「腕時計用側」とする意匠登録出願(出願番号 1 3 2 7 4 5 ，以下「基本出願」という。)をした。(甲 4 の 1 ，弁論の全趣旨)

イ 本件出願

原告は，平成 1 8 年 9 月 2 8 日午後 3 時 4 9 分，電子情報処理組織を使用して，意匠に係る物品を「腕時計用側」とする意匠登録出願(意願 2 0 0 6 - 0 2 6 0 7 5 号，以下「本件出願」という。)をした。(争いが無い)

本件出願の願書には，意匠法 1 5 条 1 項で準用される特許法 4 3 条 1 項所定の，パリ条約 4 条 D (1) の規定により優先権を主張しようとする旨，最初に出願をしたパリ条約の同盟国の国名及び 出願の年月日(以下 ないし を併せて「所定事項」という。)が記録されていなかった。(争いが無い)

原告は，本件出願と同日の平成 1 8 年 9 月 2 8 日午後 6 時 6 分，基本出願に基づく優先権主張の効果を得る意図の下に，電子情報処理組織を使用して，

本件出願の手續の補正として、基本出願に関する所定事項を含む次の内容を記録（以下、この記録を「本件補正」といい、これによって、その提出により行われたものとみなされた書面を「本件補正書」という。）した。（争いが
ない、甲2の1、甲3の2、弁論の全趣旨）

「【手續補正1】

【補正対象書類名】意匠登録願

【補正対象項目名】パリ条約による優先権等の主張

【補正方法】追加

【補正の内容】

【パリ条約による優先権等の主張】

【国名】スイス

【出願日】2006年3月29日

【出願番号】132745」

ウ 優先権証明書の提出

原告は、平成18年12月28日、スイス連邦知的財産権機関による優先権証明書と訳文を添付した優先権証明書提出書（以下「本件提出書」という。）を提出した。（争いが
ない、甲4の1・2）

エ 手續補正書に係る手續に関する処分

（ア）特許庁長官は、平成18年10月4日、原告に対し、本件補正書に係る手續について、「パリ条約による優先権等の主張欄の追加する補正手續です。」（注）本願は出願時にパリ条約による優先権主張の手續がなされておらず、本件補正書によりその主張の追加補正を目的とするものであり認められません（意匠法第15条第1項で準用する特許法第43条第1項参照）。との理由によって却下すべきものと認められる旨の却下理由通知をした。（争いが
ない、甲5）

（イ）原告は、平成18年12月13日、本件補正書に係る手續について、「本件の補正書は、出願と同日に提出されたものでありますから、出願と同時と同視することができるものと思料します。また、そのように取り扱われることが、プロパテントによる発明、意匠の保護につながるものと考えます。」との内容の弁明書を提出した。（争いが
ない、甲6の1・2）

（ウ）特許庁長官は、平成19年1月15日、本件補正書に係る手續について、平成18年10月4日付けの却下理由通知書に記載した理由によって却下する旨の処分（以下「本件処分1」という。）をした。（争いが
ない、甲7、弁論の全趣旨）

（エ）原告は、平成19年3月23日、本件処分1を不服として、行政不服

審査法に基づく異議申立てをした。(争いがない, 甲 8, 弁論の全趣旨)

(オ) 特許庁長官は, 平成 19 年 8 月 10 日, 本件処分 1 について, 異議申立てを棄却する旨の決定をし, この決定書が同月 13 日に原告に送達された。(争いがない, 甲 9, 弁論の全趣旨)

オ 優先権証明書提出書に係る手続に関する処分

(ア) 特許庁長官は, 平成 19 年 2 月 15 日, 原告に対し, 本件提出書に係る手続について, 「出願時にパリ条約による優先権主張の手続がなされていない出願に対する優先権証明書の提出手続です。」「(注) 本願は出願時にパリ条約による優先権主張の手続がなされていないため、意匠法第 15 条第 1 項で準用する特許法第 43 条第 1 項の規定に違反します。」との理由によって却下するべきものと認められる旨の却下理由通知をした。(争いがない, 甲 10)

(イ) 原告は, 平成 19 年 3 月 23 日, 本件提出書に係る手続について, 「本願の, 平成 18 年 9 月 28 日付提出の手続補正書は手続却下(平成 19 年 1 月 19 日発送)となっておりますが、この手続却下に対しましては、行政不服審査法に基づく異議申立てを行っておりますので、本願は、出願時にパリ条約による優先権主張の手続がなされたものとみなされる可能性があります。」「従いまして、本願が出願時にパリ条約による優先権主張の手続がなされたものとみなされた場合には、平成 18 年 12 月 28 日付けの優先権証明書提出書は受理されるべきものであると思料します。」との内容の弁明書を提出した。(争いがない, 甲 11 の 1・2)

(ウ) 特許庁長官は, 平成 19 年 3 月 27 日, 本件提出書に係る手続について, 平成 19 年 2 月 15 日付けの却下理由通知書に記載した理由によって却下する旨の処分(以下「本件処分 2」といい, 本件処分 1 と併せて「本件各処分」という。)をした。(争いがない, 甲 12, 弁論の全趣旨)

(エ) 原告は, 平成 19 年 5 月 31 日, 本件処分 2 を不服として, 行政不服審査法に基づく異議申立てをした。(争いがない, 甲 13, 弁論の全趣旨)

(オ) 特許庁長官は, 平成 19 年 11 月 28 日, 本件処分 2 について, 異議申立てを棄却する旨の決定をし, この決定書が同月 29 日に原告に送達された。(争いがない, 甲 14)

(3) 原告の出訴

原告は, 平成 20 年 2 月 12 日, 本件各処分の取消しを求める本件訴訟を提起した。(顕著な事実)

(4) パリ条約の規定

パリ条約(「工業所有権の保護に関するパリ条約」,なお,正文はフランス語である。)4条(優先権)には,次の規定(ただし,特許庁国際課による参考仮訳)がある。

「A(1) いずれかの同盟国において正規に特許出願若しくは実用新案,意匠若しくは商標の登録出願をした者又はその承継人は,他の同盟国において出願することに関し,以下に定める期間中優先権を有する。

(2) 各同盟国の国内法令又は同盟国の間で締結された二国間若しくは多数国間の条約により正規の国内出願とされるすべての出願は,優先権を生じさせるものと認められる。

(3) 正規の国内出願とは,結果のいかんを問わず,当該国に出願をした日付を確定するために十分なすべての出願をいう。

B すなわち,A(1)に規定する期間の満了前に他の同盟国においてされた後の出願は,その間に行われた行為,例えば,他の出願,当該発明の公表又は実施,当該意匠に係る物品の販売,当該商標の使用等によつて不利な取扱いを受けないものとし,また,これらの行為は,第三者のいかなる権利又は使用の権能をも生じさせない。優先権の基礎となる最初の出願の日前に第三者が取得した権利に関しては,各同盟国の国内法令の定めるところによる。」

「D(1) 最初の出願に基づいて優先権を主張しようとする者は,その出願の日付及びその出願がされた同盟国の国名を明示した申立てをしなければならない。各同盟国は,遅くともいつまでにその申立てをしなければならないかを定める。」

(5) 関係法規の規定

本件事案に係る法規の規定は,次のとおりである。

ア 特許法43条(パリ条約による優先権主張の手續)1項〔意匠法15条1項による準用〕

「パリ条約第四条D(1)の規定により特許出願について優先権を主張しようとする者は,その旨並びに最初に出願をし〔省略〕たパリ条約の同盟国の国名及び出願の年月日を記載した書面を特許出願と同時に特許庁長官に提出しなければならない。」

イ 特許法施行規則27条の4(発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合の手續等)1項〔意匠法施行規則19条3項による準用〕

「特許出願について特許法〔省略〕第四十三条第一項(〔省略〕)の規定により優先権を主張しようとする者は,当該特許出願の願書にその旨及び必要な

事項を記載して〔省略〕同法第四十三条第一項に規定する書面の提出を省略することができる。」

ウ 意匠法施行規則 2 条（願書の様式） 1 項

「願書（次項から第四項までの願書を除く。）は、様式第二により作成しなければならない。

〔省略〕

エ 意匠法施行規則様式第 2（第 2 条関係）

「【書類名】意匠登録願

〔省略〕

〔備考〕

〔省略〕

3 2 第 1 9 条第 3 項において準用する特許法施行規則第 2 7 条の 4 第 1 項の規定により、パリ条約による優先権〔省略〕を主張しようとする旨等を願書に記載してその旨等を記載した書面の提出を省略するときは、
「【代理人】」（〔省略〕）の欄の次に「【パリ条約による優先権等の主張】」の欄を設け、その欄に「【国名】」及び「【出願日】」を設けて、国名及び出願日に記載する。これらの優先権の主張の基礎とされた出願の番号を記載するときは、「【出願日】」の次に「【出願番号】」の欄を設けて、その番号を記載する。〔省略〕

〔省略〕

オ 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（以下「特例法」という。） 3 条（電子情報処理組織による特定手続）

「手続をする者は、〔省略〕特許庁長官〔省略〕に対する特許等関係法令の規定による手続であって経済産業省令で定めるもの（以下「特定手続」という。）については、経済産業省令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行うことができる。

2 前項の規定により行われた特定手続は、前条第一項の特許庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイル〔省略〕への記録がされた時に特許庁に到達したものとみなす。

3 第一項の規定により行われた特定手続については、当該特定手続を書面の提出により行うものとして規定した特許等関係法令の規定に規定する書面の提出により行われたものとみなして、特許等関係法令の規定を適用する。」

カ 特例法施行規則 1 0 条（特定手続の指定）

「法第三条第一項の経済産業省令で定める手続は、次に掲げる手続（〔省略〕以下「特定手続」という。）とする。

〔省略〕

三 意匠登録出願

〔省略〕

十二 特許法第四十三条第一項（〔省略〕意匠法第十五条第一項〔省略〕において準用する場合を含む。）の規定による書面の提出〔省略〕

五十二〔省略〕意匠法第六十条の三〔省略〕に掲げる手続の補正〔省略〕
〔省略〕

キ 特例法施行規則 12 条（発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合の手続等）

「電子情報処理組織を使用して〔省略〕特定手続を行う者は、次の表の上欄に掲げる手続の区分に応じ、同表の中欄に掲げる書面の提出に代えて、特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願若しくは防護標章登録出願の願書又は登録料納付書に同表の下欄に掲げる記載事項その他必要な事項を記録しなければならない。

〔省略〕

〔表上欄「手続の区分」〕

「第十条第十二号に規定する手続」

〔表中欄「書面」〕

「特許法第四十三条第一項（〔省略〕意匠法第十五条第一項〔省略〕において準用する場合を含む。）に規定する書面」

〔表下欄「記載事項」〕

「特許法第四十三条第一項（〔省略〕意匠法第十五条第一項〔省略〕において準用する場合を含む。）に規定する優先権を主張しようとする旨」

〔省略〕

ク 意匠法 60 条の 3（手続の補正）

「意匠登録出願、請求その他意匠登録に関する手続をした者は、事件が審査、審判又は再審に係属している場合に限り、その補正をすることができる。」

2 争点

本件の争点は、本件各処分 of 違法性の有無、すなわち、意匠法 15 条 1 項で準用される特許法 43 条 1 項、意匠法 60 条の 3 の解釈及び運用を誤った違法事由の有無である。

〔判 断〕

1 パリ条約による優先権主張の手続

パリ条約 4 条 D (1) の規定により意匠登録出願について優先権を主張しよう

とする者は、その旨並びに最初に出願をしたパリ条約の同盟国の国名及び出願の年月日（所定事項）を記載した書面（主張書面）を意匠登録出願と同時に特許庁長官に提出しなければならない（意匠法15条1項による特許法43条1項の準用）。もっとも、この主張書面の提出については、意匠登録出願の願書にこの所定事項を記載することにより、その提出を省略することができる（意匠法施行規則19条3項による特許法施行規則27条の4第1項の準用）。この省略をする場合の意匠登録出願の願書については、意匠法施行規則様式第2に定める様式に従い（同規則2条1項）、「【代理人】」の欄の次に、「【パリ条約による優先権等の主張】」の欄を設け、「【国名】」、「【出願日】」などの所定事項が記載されることになる（同規則様式第2〔備考〕32）。

そして、電子情報処理組織を使用して行うことができる特定手続（特例法3条）として、意匠登録出願（特例法施行規則10条3号）の手続のほか、意匠法15条1項において準用する特許法43条1項の規定による主張書面の提出（特例法施行規則10条12号）の手続が掲げられ、電子情報処理組織を使用して、パリ条約による優先権を主張することができる。ただし、この場合には、主張書面の提出に代えて、意匠登録出願の願書に所定事項を記録することが必要であるとされている（特例法施行規則12条）。

なお、優先権の主張をした者が所定の手続をしないときは、優先権の主張は、その効力が失われることになる（意匠法15条1項による特許法43条4項の準用）。

2 パリ条約による優先権の効力と手続違背

ところで、パリ条約による優先権とは、パリ条約の同盟国の第一国に出願した者が他の同盟国（第二国）において出願するについて、一定期間に限り、先後願の関係、新規性等の判断の基準日としての出願日を第一国出願の日に遡らせることができる特別な利益である。この優先権は、第一国における最初の出願によって、観念的、潜在的に発生するといえるものの、優先期間内に第二国において出願する際に、優先権を主張することによって、初めて現実的な効力を生ずるものであると解される。

このように、パリ条約による優先権は、先願主義の例外事由となり、新規性等の判断の基準日を遡らせるなど、その効果が第三者に与える影響は大きく、第二国における出願の際に主張することによって、現実的な効力が生じるものであることから、優先権主張の手続については、前記1のとおりの方が要求されるものである。

そうすると、出願の際の優先権主張の手続において、要求される方式を充たしていない場合には、その主張に係る優先権の効力が生じていないものといわざるを得ない（東京高裁平成8年（行コ）第115号平成9年4月24日判決

参照)。

3 本件出願と本件補正による優先権主張

(1) 原告によって電子情報処理組織を使用して行われた本件出願の願書には、「【パリ条約による優先権等の主張】」の欄が設けられておらず、「【国名】」、「【出願日】」などの所定事項が一切記録されていないものであるから(甲1の1)、原告による出願の際の手續においては、前記1のとおりの要求される方式を充たしていないことが明らかである。

ところが、原告は、本件出願と同日で本件出願から2時間17分後に、本件出願の手續の補正として、電子情報処理組織を使用してパリ条約による優先権の主張に必要な所定事項を追加する本件補正の手續を行っているため、これによって優先権の主張の手續が適法に行われたものといえることができるか否かが問題となる。

(2) 特許法43条1項の「同時に」の意味

ア 原告は、意匠法15条1項で準用する特許法43条1項の「同時に」とは「同一日に」と解すべきであり、「同一日に」手續が行われれば、特許法43条1項の「同時に」といえるのであって、これを、「まさにその時刻に」として時間的なずれを許さないものと解することは失当である旨主張する。

しかしながら、「同時に」とは、「二つ以上のことがほとんど同じ時に行われるさま。まさにその時。いちどきに」(広辞苑第六版)を意味する言葉であり、言葉の通常用法において、「同一日に」とは異なる意味で用いられていることは明らかである。意匠法及び特許法においても、「同一日に」を意味する場合には「同日に」の文言が用いられている(意匠法9条2項、特許法39条2項)。

そうである以上、特許法43条1項の「同時に」の文言を、原告の主張するように「同一日に」と解釈することは、そのように解すべき特別の事情が認められない限り許されないというべきである。

イ 原告は、その解釈の根拠として、パリ条約の文言や、特許法43条1項が優先権の主張を出願と「同時に」しなければならないと定めた趣旨(権利関係の安定、先願主義との関係)を挙げる。

(ア) すなわち、原告は、パリ条約4条D(1)の文言について、フランス語正文では「moment」の語が、英語の公定訳では「date」の語が、スペイン語の公定訳では「plazo」の語がそれぞれ使用されており、これらの文言は、優先権の主張の期限を日単位で判断することが条約に忠実な解釈であることを示している旨主張する。しかしながら、パリ条約4条D(1)は、「最初の出願に基づいて優先権を主張しようとする者は、その出

願の日付及びその出願がされた同盟国の国名を明示した申立てをしなければならない。各同盟国は、遅くともいつまでにその申立てをしなければならないかを定める。」と規定し、各同盟国に優先権主張の時期的な終期の定めを委ねており、その結果、我が国においては、特許法43条1項で「同時に」と定めたものであるから、その解釈は、あくまで国内法の問題である。終期の定めを各同盟国に委ねた条項であるパリ条約4条D(1)のフランス語正文、英語訳やスペイン語訳の文言からは、各同盟国が優先権の期限を日単位で定めることを妨げるものではないとの趣旨を読み取ることはできても、我が国の特許法43条1項の「同時に」を「同一日に」と解釈すべきであるとの趣旨まで読み取ることはできない。

- (イ) 原告は、実質論として、原告の意匠登録を受ける権利及び優先権と、想定される第三者の被る不利益との間の考量をした上、原告がこれらの権利や利益の制限を受けるに値するような第三者の不利益はない旨主張する。

しかしながら、当該優先権による基準時より後の日で、当該出願より前の日までに同一発明の出願を完了した第三者は、出願と「同時に」されなかった優先権主張の手続が事後的に適法な手続と扱われることによって、優先順位が覆ることになる不利益を被ることになる。当該出願の後、同一日中に当該優先権主張の手続がされる前に出願した第三者も、同日出願人の地位（協議成立により特許を受け得る地位）が、出願と「同時に」されなかった優先権の主張が事後的に適法な手続と扱われることによって、失われることになる不利益を被ることになる。

第三者の被るこれらの不利益は、到底看過し得るようなものではなく、原告の主張する実質論は、特許法43条1項の「同時に」を「同一日に」と解釈することの根拠とはなり得ないことが明らかである。

- (ウ) 原告は、意匠法や特許法における先願の定め（意匠法9条、特許法39条）を援用して、「日」単位で先願主義が運用されているから、日単位で考えても不都合はない旨指摘する。

しかしながら、上記先願の定めが、同日の出願について時間の先後によることなく協議制度を定めているのは、時間の先後関係をも審査の対象とすることにより手続が煩雑になることを避けるという事務処理上の効率を考慮したことによるものにすぎず、このような取扱いをしていることと、特許法43条1項の「同時に」の文言を「同一日に」と解釈することとの間には、何らの関連性も見出すことができない。

- (エ) 仮に、原告の主張のとおり特許法43条1項の「同時に」を「同一日

に」と解釈すると、「同時に」と定める他の規定（例えば、意匠法4条3項、14条2項、17条の3第3項など）との関係において、整合的な理解をすることが困難となる。

(オ)(ア)ないし(エ)で述べたところによれば、原告の上記主張はいずれも採用することができず、特許法43条1項の「同時に」を「同一日に」と解釈すべき特別の事情があると認めることはできない。

ウ 以上のとおりであるから、本件補正によって優先権の主張の手續が適法にされたものということとはできず、本件出願については、全く優先権の主張の手續が行われていないといわざるを得ない。

したがって、本件各処分につき、意匠法15条1項で準用される特許法43条1項の解釈及び運用の誤りがあるということとはできない。

(3) 意匠法60条の3の意匠登録に関する手續

本件出願について、前記(2)のとおり、本件補正によって優先権の主張がされたものということとはできないから、原告はパリ条約による優先権主張の手續を適法にしていけないというほかはない。

そうすると、原告は、優先権の主張に係る意匠登録に関する手續をした者に当たらず、同手續の補正を行い得る者には当たらない。

したがって、本件各処分につき、意匠法60条の3の解釈及び運用の誤りがあるということとはできない。

(4) まとめ

以上によれば、本件各処分には、意匠法15条1項で準用される特許法43条1項及び意匠法60条の3の解釈及び運用を誤った違法事由は認められない。

4 結論

以上のとおりであるから、原告の請求は、いずれも理由がない。

よって、主文のとおり判決する。

〔論 説〕

1. 本件意匠の出願人は、本国のスイス国特許庁に2006年(平成18)3月29日に申願した意匠について、パリ条約に基く優先権を主張して、わが国特許庁に平成18年9月28日にオンラインによって意匠登録出願をしたつもりでいたところ、原告の代理人弁理士は、出願のための「願書」上に、優先権を主張する旨の欄を設け、所定の記載事項を記入しなければならない方式上の義務があるにもかかわらず、それを失念したところに、そもそもの問題の発端があった。

原告代理人は、その出願直後にその失念に気付いたので、願書提出から2時

間17分後に、やはりオンラインで優先権主張に必要な所定事項を記載した願書の手続補正書を提出したが、この補正手続の有効性をめぐって争われたのが本件事案である。

そこで、同盟国民がパリ条約4条に規定する優先権主張の適用を受けるためには、意匠法15条1項で準用する特許法43条1項の規定を遵守すべきであり、ここには優先権主張をする者の方式上の義務として、最初出願の国名および出願年月日を記載した書面を、出願と同時に提出しなければならないと規定している。

これに対し原告は、「同時に」とあるは「同一日に」と解すべきであると主張し、時間的ずれを許さないものと解することは失当であると主張して争った。原告としてはこのような主張をすることにより、出願と同時にに行わなかったものの、その直後に気付いて同日中に手続補正をすることによって何とかエラーを回復しようと試みたのであろう。

2. しかしながら、法律の文言というものは、その立法趣旨から正確に解釈しなければならず、時間についての規定は特に重要であるから、特許法43条1項にいう優先権主張の「同時に」とは、正に出願の行為と同時にに行わなければならないと規定するものである以上、この「同時に」の要件を、直後の願書の手続補正で補完することは不可能であると考えるのが普通である。これについて判決は、「同時に」の文言を「同一日に」と解釈することは、「特別の事情が認められない限り許されないというべきである。」と説示するが、妥当である。

3. ところで、原告は実質論を主張し、原告の意匠登録を受ける権利の優先権と、想定される第三者の被る不利益との間を考慮すると、第三者には不利益はないという。

これに対して判決は、正に万が一のことを想定し、本件の場合のように、最初の出願時とその後の手続補正時との中間に、第三者の特許出願が現実にあった場合、この第三者は同日出願人の地位（協議成立により特許を受け得る地位）が失われてしまう不利益を被ることになる、と説示する。したがって、原告の主張する「同時に」と「同一日に」との実質論の考え方は、根拠を欠くとして一蹴されたが、妥当である。

4. もともとパリ条約に基く優先権制度は、内外国民平等の原則から、その適用は同盟国の義務であるとしても、特許法43条1項の規定は厳格に解釈されなければならない。

出願手続というものは、判決も言及しているとおり、時間をはじめとして法

規定上の文言はすべて統一して解釈されなければならないのは当然である。例えば、意匠法の4条3項，14条2項，17条3第3項には、「同時に」との規定がある。

5．以上の理由から、判決が、審決は優先権主張の手續補正を違法と認定したことは妥当であると判断したことに、問題はないというべきである。

なお、この意匠登録出願には優先権の利益は与えられないけれども、出願自体は有効であるから、そのまま審査を受けることになる。

しかしながら、この場合、第一国に出願した2006年3月29日とわが国に出願した2006年9月28日との6か月の間に、もし第三者による出願がわが国にあったときは先願主義（意8条）が働くし、出願意匠と同一又は類似の意匠が公知公用となっていたときには新規性や創作力の規定（意3条1項・2項）が働くことになるから、それだけ不利益な扱いを出願人は受けることになることを覚悟しなければならない。

6．時間の解釈が争われた事件として思い出されるのが、DVDの製造販売業者に対して米国映画会社が申請した仮処分申請事件に対する東京地裁の判断である。それは、米国映画（「ローマの休日」、「第十七捕虜収容所」など）のわが国における保護期間の終期が旧著作権法では公表後50年間とされていたから、終期の計算は、公表された日の属する年の翌年である昭和29年1月1日から起算することになり、「本件映画については、本件改正法が適用されず、平成15年の経過、即ち、同年12月31日の終了をもって保護期間が満了したものである。」と、東京地裁は判示した。したがって、本件映画は、わが国においては、既に著作物の保護期間が満了したパブリックドメンに帰属する著作物であったから、債権者の被保全権利が認められないことになると、東京地裁は申立却下の決定をしたのである。^(注)

(注)「特許ニュース」平成18年8月9日号参照。別件については、東京地判平成18年10月6日，知財高判平成19年3月29日，最高判平成19年12月18日がある。なお、現行著作権法54条1項による映画の著作物の著作権の保護期間は、公表後70年間である。

〔牛木 理一〕